ロ　カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等

(イ)　カジノ事業者は、カジノ行為業務を行うに当たっては、6の㈡の(1)のイ若しくはロの検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等又は6の㈡の(6)の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合する非電磁的カジノ関連機器等（以下「適合機器等」という。）以外の機器等をカジノ関連機器等の用途に使用し、又は適合機器等をその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用してはならないこととした。（第七四条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、増設、交替その他の事由によりカジノ関連機器等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。（第七四条第二項関係）

(ハ)　何人も、適合機器等以外の機器等がカジノ関連機器等の用途に使用され、又は適合機器等がその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用されることを知りながら、カジノ事業者に対し、それぞれ適合機器等以外の機器等又は適合機器等を販売し、貸与し、又は授与してはならないこととした。（第七四条第六項関係）

(ニ)　指定職員は、(イ)等の規定に違反して機器等が使用されていると認めるときは、カジノ事業者に対し、当該機器等の使用を継続してはならない旨を命ずることができることとした。（第七四条第七項関係）

ハ　カジノ行為業務の状況等の報告

(イ)　カジノ事業者は、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に関し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならないこととした。（第七五条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、(イ)に定めるもののほか、カジノ行為に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならないこととした。（第七五条第二項関係）

(4)　特定金融業務

イ　特定金融業務の規制

(イ)　カジノ事業者は、特定金融業務においては、顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金銭以外の金銭を取り扱ってはならないこととした。（第七六条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、特定金融業務の実施に関し、顧客に対し、虚偽のことを告げ、又は特定金融業務の内容のうち重要な事項を告げない行為等をしてはならないこととした。（第七六条第二項関係）

(ハ)　カジノ事業者が㈠の(1)のイの免許を受けて行う特定金融業務については、銀行法の規定は、適用しないこととした。（第七六条第三項関係）

(ニ)　カジノ事業者は、特定金融業務に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第七六条第四項関係）

ロ　特定金融業務の記録及び特定金融業務に関する報告書

カジノ事業者は、特定金融業務を行ったときは、当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日等を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととした。また、カジノ事業者は、一事業年度内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、特定金融業務に関する報告書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならないこととした。（第七七条及び第七八条関係）

ハ　特定資金移動業務の規制

カジノ事業者は、特定資金移動業務については、当該カジノ事業者の管理する顧客の口座及び当該顧客の指定する預貯金口座の名義がいずれも当該顧客のものでなければ、これを行ってはならないこととした。（第七九条関係）

ニ　特定資金移動履行保証金の供託

カジノ事業者は、一月を超えない範囲内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、当該期間における特定資金移動要履行保証額（各日における未達債務の額とへの権利の実行の手続に関する費用の額として算出した額の合計額をいう。）の最高額以上の額に相当する額の履行保証金（以下「特定資金移動履行保証金」という。）を、当該期間の末日から起算して一週間以内に、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならないこととした。（第八〇条関係）

ホ　特定資金移動履行保証金保全契約等

カジノ事業者は、特定資金移動履行保証金保全契約（銀行等が、特定資金移動業務を行うカジノ事業者のために、カジノ管理委員会の命令に応じて特定資金移動履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下同じ。）を締結したときは、当該特定資金移動履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。以下同じ。）について、特定資金移動履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。また、カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に対し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができることとした。（第八一条関係）

ヘ　特定資金移動履行保証金の還付

カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、二等の規定により供託された特定資金移動履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。（第八二条関係）

ト　特定資金受入業務の規制

(イ)　カジノ事業者は、特定資金受入業務においては、いかなる名義をもってするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払ってはならないこととした。（第八四条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高（カジノ事業者が毎年三月三一日及び九月三〇日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高として算出した額をいう。）が政令で定める額を超えるときは、特定資金受入保証金（当該基準日特定資金受入残高の二分の一の額以上の額に相当する額の受入保証金をいう。）を、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならないこととした。（第八四条第二項関係）

チ　特定資金貸付業務の規制

(イ)　カジノ事業者は、特定資金貸付業務においては、本邦内に住居を有しない外国人又はカジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者以外の者に金銭を貸し付けてはならないこととした。（第八五条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、返済期間が二月を超える特定資金貸付契約を締結してはならないこととした。（第八五条第二項関係）

(ハ)　カジノ事業者は、貸付金について、利息を付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求してはならないこととした。（第八五条第三項関係）